

富山販売士協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、富山販売士協会と称する。

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、原則として日本商工会議所認定の販売士検定試験に合格した者をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の研修と親睦をはかり、当該会員所属企業の発展と販売士としての社会的責任の自覚にもとづき、その資質の向上にともなう社会的評価を高め、もって地域商工業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

情報の交換

各種研修、講習会の開催

販売士養成講座の開催に対する協力

会報の発行

先進地視察研修の実施

レクリエーションの実施

会員相互の連絡提携と親睦

その他、本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第5条 本会の事務所は、富山商工会議所（富山市総曲輪2丁目1番3号）内におく。

(加入及び退会)

第6条 本会に加入及び退会しようとする者は、所定の書面をもってしなければならない。

2. 年度途中において退会した場合は、会費の払戻を行わない。

第2章 機関及び役員

(機関)

第7条 本会に次の機関をおく。

総会
役員会

(役員)

第8条 本会に次の役員をおき、総会において会員中より選任する。

会長 1名 副会長 若干名
理事 若干名 事務局長 1名 監事 1名

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、総会及び役員会を招集し、その議長となる。

2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 事務局は、会務を処理する。
4. 監事は、会計帳簿を必要に応じ監査し報告する。

(役員の任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に、顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2. 顧問、相談役及び参与は、学識経験のある者、また当協会への功労者のうちから、役員会の承認をえて会長が委嘱する。
3. 顧問、相談役及び参与は、会務について役員会の諮問に応じ、また会議に出席して意見をのべることができる。

第3章 総会及び役員会

(総会)

第12条 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、また臨時総会は必要であるごとに会長が召集する。

(総会の議事)

第13条 総会において会員は、各々1個の議決権を有し、決議は出席者(委任状を含む)で過半数の同意によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の議事)

第14条 役員会の議事は、前条の規定を準用する。

(総会の決議事項)

第15条 次に掲げる事項は、総会において議決する。

規約の変更

役員を選任

事業計画、予算及び決算の報告と承認

本会の解散

第4章 会計

(会計)

第16条 本会の事業を行うために必要な経費は、会費、補助金、寄付金ならびにその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第17条 本会の会費は、総会において定める。

(事業年度)

第18条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 付則

第1条 この規約に定めのない事項の変更は、総会または役員会の議決を得なければならぬ。

第2条 この規約は、昭和51年10月21日より、これを実施する。

第3条 第8条の改定の規定は、昭和63年5月17日より、これを実施する。

第4条 第11条の改定の規定は、平成元年5月23日より、これを実施する。

第5条 第17条の改定の規定は、平成7年度より、これを実施する。

第6条 第6条の改定の規定は、平成8年度より、これを実施する。

第7条 第2条の改定の規定は、平成18年度より、これを実施する。

第2, 8, 9条の改定の規定は、平成21年度より、これを実施する。

以上